

母子家庭の社会保障

畠 中 宗 一

はじめに

わが国における母子家庭に関する社会学的・社会福祉学的研究は、70年代後半から80年代後半の約10年間にその主要業績が発表されてきた¹⁾。「母子福祉研究会」(座長：副田義也筑波大学教授)は、この分野での研究の火付け役を果たした²⁾。またこの研究会のメンバーによって、この間多くの業績が発表された³⁾。現在、この分野の研究もピークを過ぎた感も否めないが、それは研究方法の多くが生活構造論とりわけ生活水準論に基礎をおいていたため、その種の研究がほぼやり尽くされ、研究としての新鮮さが失われてきたことも関係しているかもしれない⁴⁾。いずれにせよ母子家庭の生活問題は、多くの実態調査によって実証されてきた⁵⁾。

ところで、母子家庭の生活問題は、貧困問題、職業問題、住宅問題、医療問題、教育問題、家事サービスの問題、保育問題、養護問題など多岐にわたる。これらの生活問題に対応する福祉政策も多岐にわたる。具体的には、以下の福祉政策が想定される。すなわち、①所得保障・資金給付、②所得保障・資金貸付、③職業保障、④住宅保障、⑤保育と養護の保障、⑥家事サービスの保障、⑦相談の保障、⑧緊急一時保護の保障、⑨母子寮、⑩自助団体の育成、⑪教育の保障、などがそれである⁶⁾。一方、広義の社会福祉を所得保障とサービス保障の体系として理解するならば、社会保障の範疇は所得保障に限定される。それ故、上記の想定された福祉政策のなかで社会保障の範疇に

属するものは、①所得保障・資金給付、②所得保障・資金貸付に限定される。なお、ここでいう所得保障は、雇用保険・労働災害補償保険・医療保険・年金保険などの社会保険、家族手当、生活保護・国民年金法に基づく福祉年金・児童扶養手当・特別児童扶養手当などの公的扶助から構成される⁷⁾。

本稿の課題はそれ故、母子家庭の広範な生活問題群からその生活問題をより規定すると思われる彼らの生活水準に焦点を当てる。具体的には、第1に、「全国母子世帯等実態調査」(1982年と1987年の収入比較)および「家計調査」(1990年)における母子家庭の収入と支出の実態を明らかにする。第2に、「家計調査」から母子家庭の収入と支出の実態を3時点(1980年／1985年／1990年)で比較し、その動向を明らかにする。第3に、母子家庭の収入と支出の現実および動向をもとに、母子家庭に対する社会保障の現実と課題について論じる。

I 収入と支出の実態(1)

母子家庭の収入の実態は、「全国母子世帯等実態調査」(厚生省)および「家計調査」(総務庁)によって明らかにされる。まず「全国母子世帯等実態調査」から見ていこう。表1は、1982年と1987年の2時点で一般勤労世帯との生活水準を比較したものである。これによると、1982年の母子世帯全体の平均収入金額は200万円、同年の一般世帯のそれは444万円であった。これに対して、1987年の母子世帯全体の平均収入金額は202万円、

表 1 1982年と1987年の年間収入の状況

	総 数		死 別		離 別		一 般 世 帯	
	1982年	1987年	1982年	1987年	1982年	1987年	1982年	1987年
平均世帯人員	3.16	3.19	3.32	3.44	3.05	3.09	3.42	3.31
平均有業人員	1.22	1.22	1.35	1.38	1.15	1.15	1.62	1.63
平均収入金額	200万	202万	240万	242万	177万	185万	444万	513万
一般世帯に対する 平均収入金額比率	45.0%	39.4%	54.1%	47.2%	39.9%	36.1%		
分布の代表値								
第Ⅰ4分位数	109万	107万	143万	135万	95万	98万	235万	252万
対一般世帯平均 収入金額の比率	46.4%	42.5%	60.9%	53.6%	40.4%	38.9%		
第Ⅱ4分位数 (中央値)	177万	168万	219万	200万	155万	152万	380万	435万
対一般世帯平均 収入金額の比率	46.6%	38.6%	57.6%	46.0%	40.8%	34.9%		
第Ⅲ4分位数	262万	252万	318万	308万	231万	234万	566万	666万
対一般世帯平均 収入金額の比率	46.3%	37.8%	56.2%	46.2%	40.8%	35.1%		
世帯人員1人当たり 平均収入金額	63万	63万	72万	71万	58万	60万	130万	155万
対一般世帯平均 収入金額の比率	48.5%	40.6%	55.4%	45.8%	44.6%	38.7%		
有業人員1人当たり 平均収入金額	164万	164万	178万	174万	154万	159万	274万	315万
対一般世帯平均 収入金額の比率	59.9%	52.1%	65.0%	55.2%	56.2%	50.5%		

出典) 厚生省児童家庭局『1983年度全国母子世帯等調査結果の概要』1984年4月および『1988年度全国母子世帯等調査結果の概要』1990年3月より作成。

同年の一般世帯のそれは513万円であった。この5年間に於ける母子世帯全体の平均収入金額の伸び率は1%、一般世帯のそれは15.5%である。同期間に於ける母子世帯と一般世帯の平均収入金額の伸び率の格差は15.5倍に達する。また1982年と1987年の2時点で一般世帯に対する平均収入金額の比率を求めると、1982年45.0%であったものが、1987年には39.4%に落ち込んでいる。つまり、この5年間で母子世帯と一般世帯との格差はさらに拡大したことになる。次に、母子世帯になった原因別に平均収入金額を見ていくと、死別母子世帯の場合、1982年240万円、1987年242万円となっている。一方、離別母子世帯の場合、1982年177万円、1987年185万円である。1982年における死別母子世帯と離別母子世帯の平均収入金額の差異は63万円である。また1987年における死別母子世帯と離別母子世帯のそれは57万円となっている。いずれの年度も死別母子世帯の平均収入金額が高い。しかし、この5年間でその差異は6万円ほど縮小し

てきている。その原因は、死別母子世帯のこの5年間に於ける平均収入金額の伸びが2万円（伸び率0.8%）であるのに対して、離別母子世帯のそれは8万円（伸び率4.5%）と、離別母子世帯の伸び率が高いことによる。さらに一般世帯に対する平均収入金額の比率を見ていくと、死別母子世帯の場合、1982年54.1%、1987年47.2%となっている。一方、離別母子世帯の場合のそれは、1982年39.9%、1987年36.1%である。この5年間に於ける死別母子世帯と離別母子世帯の一般世帯との格差は、それぞれ拡大している。

次に「家計調査」により収入の実態を見ていこう⁸⁾。表2は、世帯類型別⁹⁾1世帯当たり年平均1ヵ月間の収入と支出（勤労者世帯¹⁰⁾：1990年）を表したものである（家計調査における収入は、実収入と実収入以外の収入から構成される。実収入はさらに、勤め先収入、事業内職収入、財産収入・社会保障給付・受贈・仕送り・その他等の他の実収入に分かれる。実収入以外の収入は、貯金

表2 世帯類型別1世帯当たり年平均1ヵ月間の収入と支出（勤労者世帯：1990）

世帯類型	平均	I	II	III	IV	V	VI
世帯人員	3.70	3.50	4.48	2.44	2.47	5.92	4.66
実収入=A	521,757	521,975	525,021	323,515	233,986	580,514	575,512
実支出=B	412,813	410,503	402,398	276,410	221,140	447,455	473,377
消費支出	331,595	328,477	322,819	233,191	199,557	363,957	382,490
B/A×100	79.1	78.6	76.6	85.4	94.5	77.1	82.3
1人当たり実収入	141,015	149,136	117,192	132,588	94,731	98,060	123,500
1人当たり実支出	111,571	117,287	89,821	113,283	89,530	75,584	101,583
世帯類型IVの1人当たり実収入を100とした場合の指数	148.9	157.4	123.7	140.0	100.0	103.5	130.4
同じく、実支出を100とした場合の指数	124.6	131.0	100.3	126.5	100.0	84.4	113.5

注) 世帯類型I 夫婦のみまたは夫婦と未婚の子供のいる世帯

II 夫婦または夫婦と未婚の子供のほか親族のいる世帯

III 片親と未婚の子供のいる世帯

IV 母親と18歳未満の子供のみの世帯

V 両親と子供夫婦または未婚の孫のいる世帯

VI 片親と子供夫婦または未婚の孫のいる世帯

出典) 総務庁統計局『家計調査年報1990』244-245頁より作成。

引き出し、月賦、掛け買い、有価証券の売却などによる収入をいう。6つの世帯類型のうち世帯類型Iが「核家族世帯」に、世帯類型IVが「母子世帯」にそれぞれ対応する)。これによると、第1に、母子世帯の実収入は6つの世帯類型のなかで最も低い。第2に、1人当たり実収入も6つの世帯類型のなかで最も低い。そのことは、世帯類型IVの1人当たり実収入を100とした場合の指数でも明らかである。さらに核家族世帯を一般の世帯と仮定すると¹¹⁾、第3に、母子世帯は一般の世帯と比較して、実収入に占める勤め先収入の割合が低く、他の実収入の割合が高い(表3を参照のこと)。第4に、母子世帯は一般の世帯と比較して、

他の実収入に占める社会保障給付、仕送りの割合が高い(表3を参照のこと)。これら4点を総合すると、母子世帯の実収入は6つの世帯類型で最も低く、さらにその実収入は社会保障給付等他の実収入の構成比が高い構造になっている。

表4は、世帯類型別1世帯当たり年平均1ヵ月間の支出の構成比を示したものである(家計調査における支出は、実支出、実支出以外の支出、繰越金から構成される。実支出はさらに、消費支出と非消費支出に分かれる。消費支出は、食料費、住居費、光熱・水道費、家具・家事用品費、被服及び履物費、保健医療費、交通・通信費、教育費、教養娯楽費、その他からなる。非消費支出は、勤労所得税、他の税、社会保障費等への支出をいう。実支出以外の支出は、貯金、保険掛け金、月賦払い、有価証券購入、財産購入等を含む)。これによると、まず第1に、母子世帯の支出は一般の世

表3 世帯類型別1世帯当たり年平均1ヵ月間実収入構成比(勤労者世帯)

世帯類型	平均	世帯類型I	世帯類型IV
実収入	100.0	100.0	100.0
勤め先収入	94.0	94.5	81.5
事業内職収入	1.0	1.0	1.4
他の実収入	5.0	4.5	17.1
他の実収入を100とした場合の内訳	100.0	100.0	100.0
財産収入	6.1	6.3	0.5
社会保障給付	49.5	46.8	65.8
受贈	25.9	27.4	10.3
仕送り	1.8	0.9	18.4
その他	16.7	18.7	5.1

出典) 総務庁統計局『家計調査年報1990』244-245頁より作成。

表4 世帯類型別1世帯当たり年平均1ヵ月間支出構成比(勤労者世帯)

世帯類型	平均	世帯類型I	世帯類型IV
支出額	100.0	100.0	100.0
実支出	44.5	44.3	50.4
消費支出	35.8	35.5	45.5
非消費支出	8.8	8.9	4.9
実支出以外の支出	44.8	45.2	34.2
繰越金	10.6	10.4	15.3

出典) 総務庁統計局『家計調査年報1990』244-247頁より作成。

表 5 世帯類型別 1 世帯当たり年平均 1 ヶ月間
消費支出構成比 (勤労者世帯)

世帯類型	平均	世帯類型 I	世帯類型 IV
消費支出	100.0	100.0	100.0
食料費	24.1	23.9	27.1
住居費	5.0	5.3	10.7
光熱・水道費	5.1	4.9	6.0
家具・家事用品費	4.0	3.9	4.3
被服及び履物費	7.2	7.3	7.9
保健医療費	2.6	2.6	2.6
交通・通信費	10.1	10.1	8.3
教育費	5.1	5.2	7.4
教養娯楽費	9.6	9.8	9.8
その他	27.3	27.0	16.0
食料費を 100 とした場合の主食費 ¹⁾	11.5	11.2	12.1
副食費 ²⁾	51.5	51.0	51.1
嗜好食品 ³⁾	20.3	20.5	18.0
外食	16.7	17.3	18.8
住居費を 100 とした場合の家賃地代	65.3	70.5	94.3
被服費を 100 とした場合の和服費	6.8	6.5	0.3
洋服費	40.6	40.9	49.6
シャツ・下着費	25.9	25.7	25.2
他の衣料費 ⁴⁾	9.4	9.7	8.1
身の回り品費 ⁵⁾	17.2	17.2	16.8
雑費 ⁶⁾ を 100 とした場合の保健医療費	4.8	4.7	5.8
交通・通信費	18.5	18.5	18.8
教育費	9.3	9.5	16.8
教養娯楽費	17.5	17.8	22.2
交際費 ⁷⁾	15.8	15.8	16.4

注 1) 1980 年以降は穀類のみが対応。

2) 魚介類/肉類/乳卵類/野菜・海草/油脂・調味料/調理食品が対応。

3) 果物/菓子類/飲料/酒類が対応。

4) 生地・糸類/他の被服が対応。

5) 履物類/被服関連サービスが対応。

6) 保健医療/交通・通信/教育/教養娯楽/その他の消費支出が対応。

7) その他の消費支出のなかのひとりのカテゴリー。それ故、雑費の費目合計は 100.0% にならない。

出典) 総務庁統計局『家計調査年報 1990』244-247 頁より作成。

帯に比較して、実支出の支出割合が高く、実支出以外のそれが低い。第 2 に、実支出のなかでも消費支出への支出割合が高く、非消費支出へのそれが低い。第 3 に、母子世帯の消費支出は一般の世帯に比較して、食料費、住居費、光熱・水道費、家具・家事用品費、被服及び履物費、教育費で高い (表 5 を参照のこと)。第 4 に、食料費を 100 とした場合の主食費、副食費、嗜好食品、外食の構成比は、母子世帯と一般の世帯で際立った差異は見られないが、母子世帯の場合、主食費、外食の

構成比がわずかに高い (表 5 を参照のこと)。第 5 に、被服費を 100 とした場合、母子世帯は一般の世帯と比較して、洋服費の割合が高い (表 5 を参照のこと)。第 6 に、雑費を 100 とした場合、母子世帯は一般の世帯と比較して、教育費、教養娯楽費、交際費、保健医療費、交通・通信費の割合が高い (表 5 を参照のこと)。これらのうち、食料費のなかの外食、被服費のなかの洋服費、雑費のなかの教育費、教養娯楽費、交際費などの割合が一般の世帯に比較して高いことは、どのように解釈したらよいであろうか。吉田は『家計調査年報 1977』の分析で、「一般世帯に比べて、和服費、洋服費、身の回り品費がそれぞれわずかに高率であり、シャツ・下着費、他の衣料品費がそれぞれわずかに低率である」ことを、「母子世帯が衣料面で贅沢をしているというのではなく、社会的体面を保つために、あるいは、これまでの生活歴から、人目にふれる衣料には支出をせざるをえないのではないか」と解釈している。また「交際費への支出構成比は、一般とほぼ同じである」ことについて吉田は、「社会的孤立を警戒した出費」と解釈している。さらに「家計統計上、一般の家庭と変わりがないような消費性向が見られるにしても、その内実は、社会的体面を保つための見せかけの消費であったり、母子家庭になる以前の消費生活に影響されたり、やむをえない消費の部分を含む」と結んでいる¹²⁾。換言すると、消費水準は低くても、消費性向には母子家庭になる以前の生活が一定の影響を与えているため、一見贅沢な消費と誤解されやすいということか。食料費のなかの外食、被服費のなかの洋服費、雑費のなかの教育費、教養娯楽費、交際費などの割合が高いことについては、吉田の解釈で納得できる。しかし、教育費の高さについては、消費水準を高めるためのひとつの手段が学歴の取得にあるという素朴な信念の故に、教育費の割合が高くなっているという解釈も可能であろう。

II 収入と支出の実態 (2)

表 6 は、世帯類型別 1 世帯当たり年平均 1 ヶ月

表 6 世帯類型別 1 世帯当たり年平均 1 ヶ月間の収入と支出（勤労者世帯）

世帯類型	I			IV		
	1980年	1985年	1990年	1980年	1985年	1990年
世帯人員	3.60	3.55	3.50	2.66	2.57	2.47
実収入=A	343,838	444,239	521,975	173,835	205,461	233,986
実支出=B	277,622	359,183	410,503	172,826	201,200	221,140
消費支出	233,690	286,893	328,477	161,264	182,391	199,557
B/A×100	80.7	80.9	78.6	99.4	97.9	94.5
1人当たり実収入	95,511	125,138	149,136	65,352	79,946	94,731
1人当たり実支出	77,117	101,178	117,287	64,972	78,288	89,530
世帯類型IVの1人当たり実収入を100とした場合の指数	146.1	156.6	157.4	100.0	100.0	100.0
同じく、実支出を100とした場合の指数	118.7	129.2	131.0	100.0	100.0	100.0

注) 世帯類型 I 夫婦のみまたは夫婦と未婚の子供のいる世帯

IV 母親と18歳未満の子供のみの世帯

出典) 総務庁統計局『家計調査年報1980』128-129頁

『家計調査年報1985』164-165頁

『家計調査年報1990』244-245頁より作成。

間の収入と支出を3時点（1980/1985/1990）でまとめたものである。これによると、第1に、母子世帯と一般の世帯を比較した場合、母子世帯の実収入はどの時点でも低い。第2に、母子世帯の1人当たり実収入もどの時点でも低い。第3に、一般の世帯と比較して母子世帯の場合、実収入に占める勤め先収入の割合がどの時点でも低く、他の実収入の割合がどの時点でも高い（表7を参照のこと）。第4に、一般の世帯と比較して母子世帯の場合、他の実収入に占める社会保障給付、仕送りの割合がどの時点でも高い。1980年と1990年の2時点で社会保障給付の構成比を比較すると、

母子世帯は8.9ポイント減少し、一般の世帯は23.7ポイント上昇している（表7を参照のこと）。

表8は、世帯類型別1世帯当たり年平均1ヵ月間支出構成比を3時点でまとめたものである。これによると、第1に、一般の世帯に比較して母子世帯は、実支出項目への支出割合がどの時点でも高く、実支出以外の支出へのそれがどの時点でも低い。1980年と1990年の2時点で実支出の構成比を比較すると、母子世帯と一般の世帯の格差は1.0ポイントから6.1ポイントに拡大している。同様に実支出以外の支出のそれを比較すると、2つの世帯タイプの格差は7.4ポイントから11.0ポイン

表 7 世帯類型別 1 世帯当たり年平均 1 ヶ月間実収入構成比（勤労者世帯）

世帯類型	世帯類型 I			世帯類型 IV		
	1980年	1985年	1990年	1980年	1985年	1990年
実収入	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
勤め先収入	95.1	94.9	94.5	80.4	82.7	81.5
事業内職収入	1.6	1.4	1.0	2.6	0.8	1.4
他の実収入 ¹⁾	3.4	3.6	4.5	17.0	16.5	17.1
他の実収入を100とした場合の内訳	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
財産収入	11.0	7.6	6.3	2.4	1.1	0.5
社会保障給付	23.1	32.1	46.8	74.7	75.6	65.8
仕送り	1.6	1.5	0.9	4.0	6.1	10.3
受贈	39.2	32.6	27.4	13.1	12.9	18.4
その他	25.0	26.3	18.7	5.8	4.3	5.1

注) 1) 1980年以降は他の経常収入および特別収入に対応。

出典) 総務庁統計局『家計調査年報1980』128-129頁

『家計調査年報1985』164-165頁

『家計調査年報1990』244-245頁より作成。

表 8 世帯類型別 1 世帯当たり年平均 1 ヶ月間支出構成比 (勤労者世帯)

世帯類型	世帯類型 I			世帯類型 IV		
	1980年	1985年	1990年	1980年	1985年	1990年
支出額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
実支出	49.9	47.7	44.3	50.9	54.1	50.4
消費支出	42.0	38.1	35.5	47.5	49.0	45.5
非消費支出	7.9	9.6	8.9	3.4	5.1	4.9
実支出以外の支出	33.9	39.6	45.2	26.5	29.0	34.2
繰越金	16.3	12.7	10.4	22.6	17.0	15.3

出典) 総務庁統計局『家計調査年報1980』128-131頁
『家計調査年報1985』164-167頁
『家計調査年報1990』244-247頁より作成。

トに拡大している。つまり、この10年間で母子世帯は実支出の割合がより高く、一方、一般の世帯は実支出以外の支出のそれがより高くなってきている。第2に、一般の世帯と比較して母子世帯は、実支出のうちでも消費支出項目への支出割合がどの時点でも高く、非消費支出項目へのそれがどの時点でも低い。1980年と1990年の2時点で消費支出の構成比を比較すると、母子世帯と一般の世帯の格差は5.5ポイントから10.0ポイントに拡大している。つまり、この10年間の2つの世帯タイプの格差拡大は、実支出項目、とりわけ消費支出項目による格差拡大と判断される。第3に、一般の世帯と比較して母子世帯は、食料費、住居費、光熱・水道費、家具・家事用品費、被服及び履物費の割合がどの時点でも高く、雑費の占める割合がどの時点でも低い(表9を参照のこと)。1980年と1990年の2時点で消費支出の細目の構成比を比較すると、一般の世帯では、食料費、光熱・水道費、家具・家事用品費、被服及び履物費がそれぞれ3.8ポイント、0.3ポイント、0.3ポイント、0.2ポイント減少しているのに対して、住居費、雑費がそれぞれ0.2ポイント、4.5ポイント増加している。一方、母子世帯では、食料費、被服及び履物費がそれぞれ2.4ポイント、2.1ポイント減少しているのに対して、住居費、家具・家事用品費、雑費がそれぞれ3.4ポイント、0.1ポイント、1.1ポイント増加している。この10年間、母子世帯における住居費の構成比の増加が目立つ。第4に、被服費を100とした場合の洋服費の構成比を1980年と1990年の2時点で比較すると、一般の世帯では37.9%から40.9%と3.0ポイント上昇しているの

に対して、母子世帯では33.7%から49.6%と15.9ポイント上昇している。また和服費のそれでは、一般の世帯では7.7%から6.5%と1.2ポイント下降しているのに対して、母子世帯では16.9%から0.3%と16.6ポイント下降している。第5に、雑費を100とした場合の教育費のそれは、一般の世帯で7.2%から9.5%と2.3ポイント上昇しているのに対して、母子世帯は12.1%から16.8%と4.7ポイント上昇している。他方、教養娯楽費のそれは、一般の世帯で16.9%から17.8%と0.9ポイント上昇しているのに対して、母子世帯は25.0%から22.2%と2.8ポイント下降している。

III 社会保障の現実と課題

上記の家計調査の分析からも明らかなように、母子世帯の実収入は、どの世帯類型よりも、またどの時点でも低い。さらにその低い実収入は、勤め先収入の低さを反映しており、その意味で他の実収入への依存度を高める。他の実収入のなかでは、社会保障給付の構成比が最も大きい。しかし、1980年と1990年の2時点で社会保障給付の構成比を比較してみると、一般の世帯で23.1%から46.8%と23.7ポイント上昇しているのに対して、母子世帯は74.7%から65.8%と8.9ポイント下降している。換言すると、一般の世帯との格差拡大の原因のひとつは、一般の世帯における社会保障給付の構成比の増加にあるのではないか。この場合の一般の世帯は、定義から高齢者世帯が含まれるので、その中核は老齢年金と判断される。つまり、このことは母子家庭の社会保障、とりわけ児童扶

表 9 世帯類型別 1 世帯当たり年平均 1 ヶ月間消費支出構成比 (勤労者世帯)

世帯類型	世帯類型 I			世帯類型 IV		
	1980年	1985年	1990年	1980年	1985年	1990年
消費支出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
食料費	27.7	25.4	23.9	29.5	27.8	27.1
住居費	5.1	5.1	5.3	7.3	11.7	10.7
光熱・水道費	5.2	5.7	4.9	6.0	6.6	6.0
家具・家事用品費	4.2	4.3	3.9	4.2	4.6	4.3
被服及び履物費	7.5	7.0	7.3	10.0	8.3	7.9
保健医療費	2.4	2.4	2.6	2.0	1.9	2.6
交通・通信費	8.7	9.8	10.1	6.0	7.9	8.3
教育費	3.6	4.3	5.2	5.2	6.6	7.4
教養娯楽費	8.5	8.8	9.8	10.7	9.0	9.8
その他	27.0	27.2	27.0	19.1	15.5	16.0
食料費を100とした場合の主食費 ¹⁾	13.3	13.2	11.2	13.8	14.3	12.1
副食費 ²⁾	52.6	51.1	51.0	51.8	50.0	51.1
嗜好食品 ³⁾	20.3	20.0	20.5	18.1	18.7	18.0
外食	13.7	15.8	17.3	16.3	17.0	18.8
住居費を100とした場合の家賃地代	65.0	68.0	70.5	89.4	69.7	94.3
被服費を100とした場合の和服費	7.7	6.6	6.5	16.9	12.6	0.3
洋服費	37.9	38.9	40.9	33.7	37.1	49.6
シャツ・下着費	24.2	24.5	25.7	21.8	24.6	25.2
他の衣料費 ⁴⁾	12.4	11.4	9.7	10.0	8.9	8.1
身の回り品費 ⁵⁾	17.8	18.5	17.2	17.6	16.9	16.8
雑費 ⁶⁾ を100とした場合の						
保健医療費	4.8	5.8	4.7	4.7	4.7	5.8
交通・通信費	17.3	23.8	18.5	13.8	19.2	18.8
教育費	7.2	10.5	9.5	12.1	16.2	16.8
教養娯楽費	16.9	21.5	17.8	25.0	21.8	22.2
交際費 ⁷⁾	17.7	21.2	15.8	22.0	17.7	16.4

注 1)~7) は、表 5 と同じ。

出典) 総務庁統計局『家計調査年報1980』128-131頁

『家計調査年報1985』164-167頁

『家計調査年報1990』244-247頁より作成。

表 10 母子家庭 (8 類型) と社会保障

死別	① 夫・厚生年金一妻・厚生年金→	夫・遺族厚生年金 / 児童手当
	② 夫・厚生年金一妻・国民年金→	夫・遺族厚生年金 / 児童手当
	③ 夫・国民年金一妻・厚生年金→	夫・遺族基礎年金または / 児童手当 児童扶養手当
	④ 夫・国民年金一妻・国民年金→	夫・遺族基礎年金または / 児童手当 児童扶養手当
生別	① 夫・厚生年金一妻・厚生年金→	児童扶養手当 / 児童手当
	② 夫・厚生年金一妻・国民年金→	児童扶養手当 / 児童手当
	③ 夫・国民年金一妻・厚生年金→	児童扶養手当 / 児童手当
	④ 夫・国民年金一妻・国民年金→	児童扶養手当 / 児童手当

養手当の伸び率より老齢年金のそれがより大きい
ということを物語っているのではないか。

次に母子家庭の社会保障を論じるために、母子
家庭を類型化したものが表10である。これは、夫
と妻の年金の組み合わせの 4 類型と、死別か生別

かという基準とを組み合わせた 8 類型から構成さ
れる。この表で遺族基礎年金は、1992年度、基本
額が年額 72 万 5,300 円 (月額 6 万 442 円)、加算額
が子供 2 人目まで 1 人につき年額 20 万 9,100 円
(月額 1 万 7,425 円)、3 人目から 1 人につき年額

6万9,700円(月額5,808円)である。子供1人の場合、基本額と加算額の合計は年額93万4,400円(月額7万7,867円)、子供2人の場合、年額114万3,500円(月額9万5,292円)、子供3人の場合、年額121万3,200円(月額10万1,100円)となる。遺族厚生年金は、遺族基礎年金に遺族厚生年金を上乗せしたものである。児童扶養手当は、所得制限により全額支給、一部支給停止、全額支給停止に分かれる。1992年度、子供1人の場合、全額支給で月額3万8,220円(年額45万8,640円)、一部支給停止で月額2万5,590円(年額30万7,080円)。子供2人の場合、全額支給で月額4万3,220円(年額51万8,640円)、一部支給停止で月額3万590円(年額36万7,080円)。子供3人の場合、全額支給で月額4万5,220円(年額54万2,640円)、一部支給停止で月額3万2,590円(年額39万1,080円)。以降1人増すごとに月額2,000円の加算。児童手当は、3歳未満の児童を養育している人に支給されるが、所得制限により支給されない場合もある。手当額は月額、第1子5,000円、第2子5,000円、第3子以降1万円である。さらに死別の類型③④に記載された「遺族基礎年金または児童扶養手当」とは、遺族基礎年金の受給資格のないものは、児童扶養手当を申請できるという意味である。

表10から明らかなことは、第1に、死別母子家庭には遺族基礎年金または遺族厚生年金があるのに対して、生別母子家庭ではそれがないということ。第2に、死別母子家庭であっても、遺族基礎年金と遺族厚生年金では格差が存在すること。第3に、生別母子家庭の場合、児童扶養手当が遺族基礎年金の補完的社会保障制度と考えられるが、手当額と年金額に格差が存在すること。これらを総合的に判断すると、母子家庭は、第1に、死別か生別かによって社会保障給付が規定されるということ、第2に、死別の場合、夫が厚生年金か国民年金かによって社会保障給付が規定されること、等が明らかである。

母子家庭の社会保障の現実を上記のように理解すると、どのような課題が示唆されるであろうか。まず第1に、死別母子家庭には遺族基礎年金または遺族厚生年金があるのに対して、生別母子家庭

ではそれがないということに関しては、慰謝料や養育料という制度が有効に機能するための施策が必要であろう。慰謝料や養育料という制度の実行化により格差の一部が是正されるだろう。第2に、遺族基礎年金と遺族厚生年金の格差問題についても、格差是正のための施策が望まれる。第3に、児童扶養手当と遺族基礎年金の格差問題についても、格差是正のための施策が望まれる。第4に、一般の世帯との格差拡大の原因のひとつが、一般の世帯における社会保障給付の構成比の増加にあるのではないかと指摘したが、このことは一般の世帯が「夫婦のみまたは夫婦と未婚の子供のいる世帯」と定義されていることから明らかなように、その中核が老齢年金であると想定すると、児童扶養手当より老齢年金の伸び率が高いということにもなる。もしそうであれば、児童扶養手当の老齢年金並みの上昇が図られるべきではないだろうか。そのことによって、母子家庭と一般の世帯との格差は是正されていくだろう。

おわりに

母子家庭の社会保障というテーマの故に、母子家庭の生活問題を所得保障の範疇に限定する形式を採用した。母子家庭の生活問題を明らかにする手法として生活構造論があるが、生活水準、生活関係、生活時間、生活空間という4つの水準のなかで生活水準の研究が最も一般的である。母子家庭の社会福祉といったテーマであれば、もっと広領域の議論が要請されたと思うが、上記のテーマのため幾分限定した発想になった。しかし、テーマを限定するということは、それなりに効用もある。つまり、限定されたテーマの範疇で未整理の部分が多く存在することを再認識するという効果がそれである。その種の研究が一定量なされてきたことで、母子家庭研究の鮮度が失われてきたのではと思いながら、生活水準を論議する最も基本的な家計調査統計により、いくつかの事実を明らかにすることができた。以下は、その要約である。

1 母子世帯と一般世帯との収入格差はこの5年間(1982年と1987年の比較)で拡大してい

- る。
- 2 死別母子世帯と離別母子世帯の一般世帯との収入格差は、この5年間でそれぞれ拡大している。
 - 3 母子世帯の実収入および1人当たり実収入は、6つの世帯類型のなかで最も低い。
 - 4 母子世帯と一般の世帯を比較した場合、母子世帯の実収入および1人当たり実収入は、どの時点（1980年／1985年／1990年）でも低い。
 - 5 母子世帯は一般の世帯と比較して、実収入に占める勤め先収入の割合がどの時点でも低く、他の実収入の割合がどの時点でも高い。
 - 6 母子世帯は一般の世帯と比較して、他の実収入に占める社会保障給付、仕送りの割合がどの時点でも高い。
 - 7 母子世帯は一般の世帯と比較して、実支出項目への支出割合がどの時点でも高く、実支出以外の支出へのそれがどの時点でも低い。
 - 8 母子世帯は一般の世帯と比較して、実支出のうちでも消費支出項目への支出割合がどの時点でも高く、非消費支出項目へのそれがどの時点でも低い。
 - 9 母子世帯は一般の世帯と比較して、食料費、住居費、光熱・水道費、家具・家事用品費、被服及び履物費の割合がどの時点でも高く、雑費の占める割合がどの時点でも低い。
 - 10 母子家庭の社会保障は、死別と生別、遺族基礎年金と遺族厚生年金、児童扶養手当と遺族基礎年金間にそれぞれ格差が存在する。換言すると、母子家庭の類型により社会保障給付に格差が存在する。
 - 11 母子家庭と一般の世帯の格差是正には、例えば、児童扶養手当を老齢年金並みに引き上げることも考えられる。

注

- 1) この間の主要業績は、社会福祉法人真生会・社会福祉研究所の年報『母子研究』No. 1. (1978) 以降に発表されている。

- 2) 1977年に始まった「母子福祉研究会」は、その後母子福祉を含むより広領域を対象とした「福祉政策研究会」（座長：副田義也筑波大学教授）に発展的に解消された。
- 3) その主要業績は、上記『母子研究』および上記研究所の『母子福祉・父子福祉の研究』（1983）などに発表されている。
- 4) 生活構造論を基礎理論とした母子家庭研究は、母子家庭の生活問題を明らかにするという仕事では一定の成果を上げてきた。とりわけ、生活水準に関する研究の成果は大きい。しかし、家族問題、家族病理、家族福祉といった研究のフレームワークのなかでは、母子家庭の多様な研究の可能性があるように思う。しかし、それが社会保障という範疇でどの程度可能かについては疑問がないわけではない。
- 5) その多くは、国および地方自治体の母子家庭実態調査として行われてきた。例えば、国の場合、戦後1952年、1956年、1961年、1967年、1973年、1978年、1983年、1988年の計8回の実態調査を行ってきた。
- 6) 副田義也・吉田恭爾「単親家庭福祉の構想——東京都の場合」『母子福祉・父子福祉の研究』1983年、188-220頁。
- 7) 副田義也・吉田恭爾（1983）、同上、188-220頁。
- 8) ここでの家計調査の分析枠組みは、故吉田恭爾「母子家庭の問題と母子福祉施策」吉田恭爾編『現代のエスプリ No. 142 母子家庭：その生活と福祉』至文堂、1979年、9-13頁および同「母子世帯の家計」『母子研究』No. 2, 1979年、39-41頁を参考にした。なお、『家計調査年報』では、母子世帯の子供が18歳未満に限定されているが、『母子世帯等実態調査』では、母子世帯の子供が20歳未満に限定されていることが、2つの調査の主要な違いである。
- 9) 『家計調査年報』の世帯類型別統計は、1963年に始まり、1966年までは8分類、1967年以降は、使用人のいる世帯、その他の世帯が除かれ6分類となっている。
- 10) 勤労者世帯のみを分析の対象にしたのは、収入と支出の実数が掲げられているのが勤労者世帯であり、個人営業世帯では支出の実数だけが掲げられているためである。
- 11) 核家族世帯を一般の世帯として母子世帯と対照することに対して、吉田は、どの年度においても核家族世帯が調査対象全世帯のうち最大の構成比を占めて一般的であること、全世帯類型の数値と母子世帯のそれを対照させることは望ましいが、煩雑になり、母子世帯の家計の特質がかえって不分明になるのをさけること（吉田『母子研究』No. 2, 1979年、41頁）、の2点を理由に挙げているが、本論文でも吉田の枠組みに従う。
- 12) 吉田『現代のエスプリ』No. 142, 1979年、12-13頁。

（はたなか・むねかず 大阪市立大学助教授）